

- ◆1面
 - 投票できる方
 - 投票の方法
 - 期日前投票のご利用を
 - 身体の不自由な方には
 - 在外投票
 - 選挙管理委員会公式ツイッターのご案内
 - ◆2面
 - 旅行地・転出先での不在者
- 投票
- 指定病院等に入院・入所している方の不在者投票
 - 郵便等による不在者投票
 - 投票所への移動に関する支援
 - 投票・開票速報
 - 選挙公報を配布します
 - 比例代表選出への「特定枠」の導入

とどけよう! あなたの声を国政へ。

投票日

7月21日(日)

投票時間は午前7時～午後8時

参議院議員選挙

【公示日 7月4日】

参議院議員選挙が7月21日(日)に行われます。国政にわたしたちの声を届ける大事な選挙です。大切な一票、棄権することなく投票に行きましょう。

◆新宿区で投票できる方◆
満18歳以上(平成13年7月22日以前に生まれた方)の日本国民で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方です。
今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、①平成31年4月3日までに新宿区へ転入の届出をし、令和元年7月3日まで引き続き新宿区に住居登録がある方、②令和元年7月2日までに新宿区を転出し、かつ転出後4か月を経過していない方のうち、転出前に引き続き3か月以上新宿区に住居登録のあった方、のいずれかの要件を満たす方です。

◆新宿区に転入した方は◆
4月4日以降に転入の届け出をした方は、新宿区では投票できません。前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

◆新宿区から転出した方は◆
新住所地の選挙人名簿に登録された方(4月3日までに転入の届け出をした方)は、新住所地で投票してください。
ただし、新住所地の選挙人名簿に登録されない方(4月4日以降に転入の届け出をした方)のうち、新宿区の選挙人名簿に登録がある方は、新宿区で投票できます。
※新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、新宿区から他の区市町村に転出した後、1か月以内に新宿区に再び転入届を提出した場合、投票ができます。転出した日付により確認が必要になる場合がありますので、詳しくは区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

◆新宿区内で転居した方は◆
6月21日(金)までに区内で転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票してください。
6月22日(土)以降に転居の届け出をした方は、前住所の投票所で投票してください。

◆投票所整理券◆
7月4日(木)から、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。
新宿区の選挙人名簿に登録がある方は、投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。



◆期日前投票のご利用を◆

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

○期日前投票ができる場所・日時は以下のとおりです。

期日前投票所名	所在地	期間
区役所第一分庁舎1階	歌舞伎町1-5-1	7月5日(金)～7月20日(土)
四谷特別出張所	内藤町87	7月14日(日)～7月20日(土)
笹塚特別出張所	笹塚町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

◆時間はいずれも、午前8時30分～午後8時です。

○持参するものは?

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。

新宿区に選挙人名簿登録がある方で、投票所整理券が届いていない、または紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。印鑑は不要です。

○住所によって期日前投票所は決められていますか?

期日前投票は、上表のいずれの期日前投票所でもすることができます。

ただし、投票日当日(7月21日(日))は、決められた投票所でのみの投票となります。投票所整理券をご確認ください。

○長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は?

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票をすることができます。【裏面をご覧ください。】

◆在外投票◆

国外に在住し、在外選挙人名簿に登録されている方は、国外でも参議院議員選挙の投票ができます。

また、一時帰国している方や、帰国後に国内の選挙人名簿にまだ登録されていない方は、在外選挙人証を提示することで、国内で「期日前投票」「旅行地・転出先での不在者投票」「投票日当日の投票」のいずれかの方法により投票できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

◆投票の方法◆

投票所での投票は「東京都選出選挙」「比例代表選出選挙」の順に行います。

○東京都選出

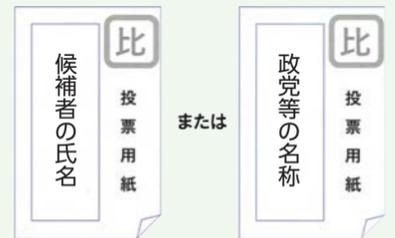
「東京都選出(選挙区選出)選挙」の投票用紙(薄い黄色)には「候補者1名の氏名」を書いてください。候補者の氏名以外は書かないでください。



選挙区選出

○比例代表選出

「比例代表選出選挙」の投票用紙(白色)には「候補者1名の氏名」または「1つの政党等の名称等(略称可)」を書いてください。それ以外の内容は書かないでください。



比例代表選出

◆身体の不自由な方には◆

○代理投票

心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

○点字投票

目が不自由な方は点字で投票ができます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

○その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・拡大鏡・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等を用意しています。必要な方は係員にお申し出ください。車いすのまま利用できる記載台も用意しています。

◆選挙管理委員会公式ツイッターのご案内◆

新宿区選挙管理委員会公式ツイッターでは、参議院議員選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご利用ください。

アカウント名:shinjuku_senkan(新宿区選挙管理委員会)
URL:https://twitter.com/shinjuku_senkan



携帯電話用QRコード